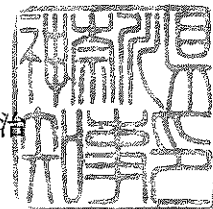


水第2139号  
令和4年3月14日

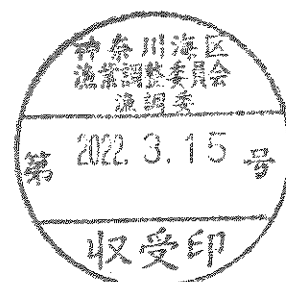
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第4号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の認可すべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可すべき漁業者の資格	（規則第14条第1項によりは起業の認可する条件）	許可又は起業の認可すべき期間	（許可の有効期間）
小型置落漁業	1	定めなし	操業区域 1 漁場位置 横須賀市長沢地先 2 点の位置 A 緯度 35度 11.746分、 経度 139度 41.203分、 B 緯度 35度 11.571分、 経度 139度 41.431分 C 緯度 35度 11.546分、 経度 139度 41.435分 D 緯度 35度 11.470分、 経度 139度 41.346分 E 緯度 35度 11.659分、 経度 139度 41.104分 3 区域 上記のA、B、C、D、 D、E及びEの5直線によって 囲まれた区域	1月1日から12月31日まで	三浦市南浦下漁業根拠地を有し、かつ共同漁場の扱いを営む漁業者の受けている者	なし	令和4年3月29日から同年4月28日まで	令和4年5月9日から令和9年5月8日まで

1 漁場位置 横須賀市長沢地先

2 点の位置

- A 緯度 35 度 11.746 分、  
経度 139 度 41.203 分
- B 緯度 35 度 11.571 分、  
経度 139 度 41.431 分
- C 緯度 35 度 11.546 分、  
経度 139 度 41.435 分
- D 緯度 35 度 11.470 分、  
経度 139 度 41.346 分
- E 緯度 35 度 11.659 分、  
経度 139 度 41.104 分

3 区域 上記のA、B、C、D、E、

びE-Aの5直線によって囲まれた区域

